

浜松市告示第165号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年3月18日から2週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年3月18日

浜松市長 中野 祐介

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
宮竹23号線	浜松市中央区宮竹町769番4地内から 浜松市中央区子安町1497番5まで	令和8年3月18日	認定区間
子安30号線	浜松市中央区子安町1485番9地内	令和8年3月18日	認定区間